

監査結果に基づき港区長が講じた措置

令和5年度随時（工事）監査の結果に基づき講じた措置について、港区長から通知がありました。

令和7年3月12日

第1 公表の範囲

令和5年度随時（工事）監査（実施期間：令和5年12月11日(月)から令和6年1月24日（水）まで）の結果に基づき講じた措置について港区長から通知を受けた事項

第2 公表の概要

令和5年度随時（工事）監査（対象：港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜等新築工事及び関連工事（電気設備、機械設備、昇降機設備）並びに同工事監理等業務委託）における意見事項について通知を受けた。

1 事前調整について 【企画経営部 施設課】

(1) 意見内容

工期については、当初の計画から工法を変更せざるを得なくなったことから、期間を大幅に延長することとなったが、建設地の特殊な状況を踏まえれば、やむを得ない部分もあったものと認められる。工事では複雑な工事調整等が必要な場合があり、事前に調整することが重要である。今後、本工事の事例が港区の工事計画に反映されていくよう努められたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、施設課業務の手引きに、線路近接敷地にて工事を実施する場合は、計画段階から建設工事公衆災害防止対策要綱に基づく線路近接工事協議を鉄道事業者と行い、工事計画に関して説明する必要がある旨を追記し、課内で共有しました。

さらに、本工事で鉄道事業者から指定された使用重機に応じた作業時間規制についても、施設課業務の手引きに具体的に示すことで、今後の区の発注工事に係る業務計画を適正に調整できるよう引き継いでまいります。